

原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の設計及び工事の計画の 認可申請についての審査結果

原規規発第2211164号

令和4年11月16日

原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)は、原子燃料工業株式会社(以下「申請者」という。)熊取事業所の設計及び工事の計画の認可申請書(令和3年2月15日付け熊原第21-003号をもって申請、令和3年5月31日付け熊原第21-017号、令和3年8月23日付け熊原第21-040号、令和3年11月8日付け熊原第21-051号、令和3年12月10日付け熊原第21-053号、令和4年7月21日付け熊原第22-017号及び令和4年9月21日付け熊原第22-023号をもって一部補正。以下「本申請」という。)が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第16条第1項の変更の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであるかどうか、同法第16条の2第3項第2号に規定する「加工施設の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)に適合するものであるかどうかについて審査した。

1. 法第16条の2第1項に基づく設計及び工事の計画の認可申請

1-1 本申請の概要

本申請は、法第16条第1項の変更の許可に基づいて、以下のとおり設計及び工事を行うものである。

- (1) 建物・構築物として、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 No.2 及び遮蔽壁 No.3 の改造等
- (2) 設備・機器として、成型施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設に係る設備・機器の新設、改造、撤去等

申請対象となる建物・構築物及び設備・機器は別添のとおり。

なお、申請者は、平成30年3月28日付け原規規発第1803284号をもって許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書(以下「加工事業変更許可申請書」という。)に基づく既設を含む加工施設の変更に係る工事(以下「本件工事」という。)について、本件工事に係る建物・構築物及び設備・機器は多数あり、工事が長期にわたるものであることから、本件工事を段階的に進めるため、当該認可申請を分割して申請するとしている。

具体的には、第1次申請から第5次申請の計5回に分割して申請するとしており、本申請は、第5次申請である。

分割申請の内容は以下のとおり。

(1) 第1次申請(令和元年10月8日認可済) 対象:第2加工棟に設置する核燃料物質の貯蔵施設の一部設備・機器の耐震補強、撤去等を行う。
(2) 第2次申請(令和元年12月2日認可済) 対象:第2加工棟に設置する核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の一部設備・機器の撤去等を行う。
(3) 第3次申請(令和2年10月2日認可済) 対象:第1加工棟、遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 No.4 及び防護壁 No.1 の新設、改造等、第1加工棟内に設置する核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設の一部設備・機器について、新設、改造、撤去等を行う。
(4) 第4次申請(令和3年5月24日認可済) 対象:第2加工棟、第2廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の新設、改造及び撤去、第2加工棟に設置する被覆施設、核燃料物質の貯蔵施設及び放射線管理施設の一部設備・機器、第2廃棄物貯蔵棟に設置する放射性廃棄物の廃棄施設、第5廃棄物貯蔵棟に設置する放射性廃棄物の廃棄施設、屋外に設置する放射線管理施設の新設、改造、撤去等を行う。
(5) 第5次申請(本申請) 対象:第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 No.2 及び遮蔽壁 No.3 の改造等を行う。成型施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設に係る設備・機器の新設、改造、撤去等を行う。

1-2 本件工事の設計及び工事の計画の認可申請の審査

規制庁は、本申請が核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工事業規則」という。)第3条の2の2第3項の規定による設計及び工事の計画の分割申請の最後の申請(第5次申請)であることから、第1次申請から第4次申請の認可事項及び本申請の設計及び工事の計画について、以下を確認する。

- (1) 第1次申請から第5次申請について、加工事業変更許可申請書に基づく設計及び工事の計画として、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること。
- (2) 加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載された基本的設計方針に従ったものであり、技術基準規則に適合するものであることが適切に評価されていること。
- (3) 先行申請され認可した設計及び工事の計画が、本申請と設計上の不整合を生じていないこと。

2. 法第16条の2第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請が加工事業変更許可申請書どおりであることに関して、次の事項を確認した。

- (1) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の仕様に関する事項は、加工事業変更許可申請書に記載された設備・機器等の種類、個数等の仕様と整合している。
- (2) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の設計は、加工事業変更許可申請書の基本的設計方針と整合している。
- (3) 申請書本文のうち、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、加工事業変更許可申請書の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項と整合している。

なお、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計と加工事業変更許可申請書の基本的設計方針の間には一部記載内容に差があるが、これらについては、本申請における詳細設計の結果によるものであり、加工事業変更許可申請書の基本的設計方針に基づいていることを確認した。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認める。

3. 法第16条の2第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、

- (1) 新たに設計及び工事の計画の認可対象となった建物・構築物及び設備・機器の関連する条文への適合性
- (2) 既認可の設計及び工事の計画の認可対象である建物・構築物及び設備・機器の規制要求内容の変更条文(既認可の規制要求から変更になった条文)への適合性
- (3) 既認可の設計及び工事の計画の認可対象である建物・構築物及び設備・機器であり、技術基準規則条文(既認可の規制要求内容から変更がない条文に限る。)への適合性を確認した内容に対して、本申請が与える影響

の観点から確認した。

なお、以下の技術基準規則各条文への適合性を確認した事項には、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを明確にするため、「2. 法第16条の2第3項第1号への適合性」で確認した審査結果についても、一部記載している。

3-1 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の技術基準規則各条文への適合性を以下のとおり確認した。申請された建物・構築物及び設備・機器と技術基準

規則各条文への適合性を審査した事項を別添に示す。

3-1-1 技術基準規則第4条(核燃料物質の臨界防止)

技術基準規則第4条において、安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下「単一ユニット」という。)及び単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたもの及び単一ユニット相互間の適切な配置の維持により臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならないこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

(1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器は、取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について臨界に達するおそれがない核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器は質量、幾何学的形状(容積、容器数、配列)、中性子吸収板の中性子吸収効果と減速条件を組み合わせ管理する設計としている。

また、粉末取扱機及びセンタレス研削盤は、核燃料物質の移動により質量が核的制限値を超えないようにするためのインターロックを設置し、研磨屑回収装置は排出する廃水を推定臨界下限濃度以下にするためのインターロックを設置する設計としている。

(2) 第2加工棟内の複数ユニットは、臨界計算コードによる評価又は立体角法により未臨界性を評価し、核的に安全な位置に固定する設計としている。

規制庁は、申請対象設備・機器の設計に関して、単一ユニットについては基本的設計方針に基づき核的制限値を設定していること、複数ユニットについては基本的設計方針に基づき評価を行い、設備・機器を核的に安全な位置に固定する設計としていること等を確認したことから、技術基準規則第4条の規定に適合していることを確認した。

3-1-2 技術基準規則第5条(安全機能を有する施設の地盤)

技術基準規則第5条において、安全機能を有する施設は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第17号。以下「事業許可基準規則」という。)第6条第1項の地震力が作用した場合においても当

該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬことと規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

- (1) 建物・構築物は、第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟は、標準貫入試験の打撃回数(以下「N 値」という。)が 50 以上の地盤に杭で支持し、発電機・ポンプ棟は、N 値が 43 以上の地盤に直接支持する等、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計としている。
- (2) 設備・機器は、十分な支持性能を有する地盤で支持された建物・構築物又は基礎に設置する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても十分支持できる地盤に設置する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第5条の規定に適合していることを確認した。

3-1-3 技術基準規則第6条(地震による損傷の防止)

技術基準規則第6条において、安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第7条第2項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

- (1) 建物・構築物及び設備・機器は、地震の発生による当該設備・機器等の安全機能が喪失した場合の影響の程度に応じて、耐震重要度を設定している。
- (2) 建物・構築物は、一次設計に係る地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じて算定し、常時作用している荷重に地震力を加えた荷重が作用した際に発生する各部の応力が、「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」及び「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に定められた許容応力を下回る設計としている。また二次設計に係る保有水平耐力は、標準せん断力係数を 1.0 とし耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた地震力として建築基準法施行令第82条の3に定められた必要保有水平耐力を算定し、保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計としている。
- (3) 設備・機器は、一次設計に係る地震力として、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じ、さら

に 20%増した地震力に対し、常時作用している荷重と地震力により当該設備・機器に発生する応力が材料の許容応力を下回る設計としている。

耐震重要度分類第1類の設備・機器は、一次設計に加えて、二次設計で用いる地震力と常時作用している荷重により当該設備・機器に発生する応力が材料の許容応力を下回る設計とし、更なる安全裕度向上策として、地震力(1.0G)に対して、弾性範囲となる設計としている。

固有振動数が 20Hz 未満と評価された場合は、柔構造として、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」の局部震度法に基づく地震力を設定した上で、常時作用している荷重と地震力により当該設備・機器に発生する応力が材料の許容応力を下回る設計としている。

上位の分類に属する設備・機器は、下位の分類に属する設備・機器の破損により波及的破損を生じない設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、耐震重要度分類に応じた地震力による評価を行い、耐震性が確保される設計としていること等を確認したことから、技術基準規則第6条の規定に適合していることを確認した。

3-1-4 技術基準規則第8条(外部からの衝撃による損傷の防止)

技術基準規則第8条において、安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。以下本節において同じ。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならないこと、事業所における火災又は爆発事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならないこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

なお、自然現象のうち火山活動(降下火砕物)、人為事象のうち外部火災(航空機落下火災)及び交通事故(自動車)による影響について、施設の設計として考慮しないとしている。

(1) 竜巻

- ① 第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟の屋根、壁及び外部扉は、設計基準において想定する藤田スケール F1 の竜巻(最大風速 49m/s)による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物(プレハブ小屋)によって生じる衝撃荷重(以下「竜巻荷重」という。)に対する局部評価を行い、当該建物の屋根、壁及び外部扉に発生する応力が材料の許容応力を下回る設計としている。

なお、第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟の飛来物が到達する可能性がある外部扉は、外部扉の外側に鉄筋コンクリート造の防護壁又は防護柵を設置することにより、設計飛来物が衝突しない設計としている。

- ② 第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟は、更なる安全裕度向上策として、藤田スケール F3 の竜巻(最大風速 92m/s)を想定し、同竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物(路線バス)によって生じる衝撃荷重に対して、倒壊しない設計としている。
- ③ 屋外に設置する設備・機器は、竜巻荷重に対する評価を行い、設備・機器に発生する応力が材料の許容応力を下回る設計としている。

(2) その他自然現象

屋外に設置する建物・構築物及び設備・機器は、加工事業変更許可申請書において想定した、極低温(凍結)、積雪及び生物学的事象に対して、本申請に係る加工施設の立地場所及び過去の観測記録等を踏まえ、設備・機器が大阪管区気象台において過去に観測された最低気温 -7.5°C において作動するものを選定していること、建物が大阪府建築基準法施行細則に定める 29cm の積雪に耐えること、気体廃棄設備の給気口にフィルタを設置し動植物の侵入を防止すること等から、安全機能を損なわない設計としている。

(3) 森林火災

第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟は、加工事業変更許可申請書で想定した南側の雑木林及び西側の竹林について火災影響評価を行い、火災源から第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟までの離隔距離が危険距離を上回る設計としている。

(4) 近隣工場等の火災・爆発

第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟は、加工事業変更許可申請書で想定した敷地内外の火災・爆発源による火災影響評価を行い、敷地内外の火災・爆発源と第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟までの離隔距離が危険距離、危険限界距離又は高圧ガス保安法に基づく第一種設備距離の 2 倍以上の距離を上回る設計としている。

(5) 電磁的障害

設備・機器のインターロック回路は、アナログ信号線にシールドケーブルを使用し、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用することにより、外部からの電磁的障害による誤動作を防止する設計としている。また、アンテナ線は避雷器を設置することにより、雷サージの侵入を防止する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、加工施設の安全機能が損なわれないための防護措置が講じられていること等を確認したことから、技術基準規則第 8 条の規定に適合していることを確認した。

3-1-5 技術基準規則第9条(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

技術基準規則第9条において、加工施設を設置する事業所は、加工施設への人の不法な侵入等を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならないことと規定している。

申請者は、本申請に係る加工施設について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、建物を鉄筋コンクリート造とし、その開口部は鉄扉等の堅固な障壁を設置すること等により、当該施設への人の不法な侵入等を防止する設計としている。

規制庁は、申請対象建物の設計に関して、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための措置が講じられていることを確認したことから、技術基準規則第9条の規定に適合していることを確認した。

3-1-6 技術基準規則第10条(閉じ込めの機能)

技術基準規則第10条において、安全機能を有する施設は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように、密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードはその開口部の風速を適切に維持し得るものであること、核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室はその内部を負圧状態に維持し得るものであること並びに液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は当該設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること等と規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

(1) 固体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器及び同設備・機器を設置する建物・構築物

- ① 核燃料物質及び核燃料物質を内包する容器等を取り扱い又は貯蔵する設備・機器は、ストッパ、ガイド等により、当該容器等の転倒及び落下に起因する核燃料物質の飛散及び漏えいを防止する設計としている。
- ② 粉末状の核燃料物質等を非密封で取り扱う設備・機器は、囲い式フードを設置する。囲い式フードは局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を室内に対して 9.8Pa 以上の負圧にする、又は、開口部の風速を 0.5m/s 以上にする事により、粉末状の核燃料物質等の空気中への飛散を防止する設計としている。
- ③ 第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟の第 1 種管理区域を換気する気体廃棄

設備は、室内が正圧になることを防止するために、部屋排気系統等の排風機の運転中及びダンパー開放中に限り給気ユニット等が運転できるようにするインターロックを設置する設計としている。

(2) 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器及び同設備・機器を設置する建物・構築物

- ① 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器は、核燃料物質等の漏えいがなく、耐腐食性材料を使用する設計としている。
- ② 液体廃棄物を取り扱う設備・機器のうち、オーバーフローするおそれがある設備・機器は、警報付きの液面高検知器を設置することで事前に警報を発報する設計としている。
- ③ 第1廃棄物貯蔵棟は、第1種管理区域と第2種管理区域との出入口の扉に想定される最大の溢水高さより高い堰を設け、液体状の核燃料物質等が区域外へ漏えいすることを防止する設計としている。

また、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器は、当該設備・機器の閉じ込め機能が喪失した場合に、漏えいの拡大を防止するために、警報付きの漏水検知器を堰内及び地下貯槽ピット内に設置する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、フード開口部の風速の維持、フード内部及び建物内部の負圧維持並びに警報付きの液面高検知器及び堰の設置等により核燃料物質等の漏えいの発生及び拡大を防止する設計としていること等を確認したことから、技術基準規則第10条の規定に適合していることを確認した。

3-1-7 技術基準規則第11条(火災等による損傷の防止)

技術基準規則第11条において、安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、事業許可基準規則第5条第1項に規定する消火設備及び警報装置が設置されたものでなければならないこと、安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならないこと、水素を取り扱う設備は、適切に接地されているものでなければならないこと、当該設備を設置する室等は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においても爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならないこと、水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等は、内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること等と規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

(1) 火災区域の設定

- ① 建物・構築物は、火災区域(火災区域を細分化した火災区画を含む。)を設定している。また、火災区域ごとに存在する可燃性物質及び難燃性物質に対する火災影響評価を行い、等価時間に対して火災区域境界の壁等の耐火時間が上回る設計であることを確認している。
- ② 電気・計装用ケーブルが貫通する壁は建築基準法施行令に基づく耐熱シール材等を、配管又はダクトが貫通する壁はモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等を施工し、火災区域外への延焼を防止する設計としている。また、火災区域を貫通するダクトは防火ダンパーを設置し、火災区域間の火災の伝播を防止する設計としている。

(2) 火災の発生防止

- ① 建物・構築物及び設備・機器の主要な構造部は鋼材等の不燃材料を使用する設計としている。また、設備・機器のフード部は難燃材料等を使用し、難燃性合板を使用する気体廃棄設備のフィルタユニットは鋼製のケースに収納する設計としている。
- ② 連続焼結炉、焼却炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉のインターロックは、火災及び爆発の発生を防止するため、制御系の機能が喪失した場合に対象設備が安全に停止する設計としている。

(3) 火災の感知及び消火

建物・構築物は、消防法に基づき、火災感知設備(自動火災報知設備)及び消火設備(消火器、屋内消火栓、屋外消火栓及び可搬消防ポンプ)を設置する設計としている。また、連続焼結炉の制御盤等は、電気火災の延焼を防止するため、内部に自動式の消火設備を設置する設計としている。

(4) 火災の影響軽減

- ① 使用電圧が 600V を超えるケーブルは、難燃性ケーブルを使用し、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に收容する設計としている。
- ② 作動油タンク周辺並びに連続焼結炉のトランス盤の開口部及び排風機と空気コンプレッサの間は、金属製の防護板を設置することにより、電気火災発生時の火災の拡大を防止する設計としている。

(5) 水素、プロパンガス及び都市ガスを取り扱う設備・機器

- ① 水素、プロパンガス及び都市ガス(以下「水素等」という。)を取り扱う連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉は、静電気が滞留しないよう接地し、帯電を防止するとともに、水素による爆発を防止するため、水素を完全に燃焼させて排気する空気混入防止機構等を設置する設計としている。
- ② 水素等を取り扱う連続焼結炉、焼却炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉は、

水素等の漏えい時及び地震検知時に水素等の供給を遮断するインターロックを設置する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、建物・構築物及び設備・機器の主要な構造材等に難燃性又は不燃性の材料を使用する設計としていること、消防法に従って建物・構築物に消火設備及び警報設備を設置していること、水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備・機器については、接地等の措置を講じる設計としていること等を確認したことから、技術基準規則第11条の規定に適合していることを確認した。

3-1-8 技術基準規則第12条(加工施設内における溢水による損傷の防止)

技術基準規則第12条において、安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならないことと規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

(1) 防護対象施設の選定

防護対象施設として、臨界防止の観点からウランを取り扱う設備・機器、閉じ込めの観点から気体廃棄設備及び火災・爆発の発生観点から連続焼結炉等の電気・計装盤等の電気設備を選定している。

(2) 溢水量及び溢水防護区画の設定

① 溢水量は、耐震重要度分類によらず、水を内包する全ての配管・容器が破損することを想定し、隔離弁の閉止操作等により漏えいが停止するまでに配管・容器の破損箇所から流出する漏水量と隔離範囲内の系統保有水量を合算し、火災時の消火に必要な水量についても溢水量として保守的に設定している。

② 第1廃棄物貯蔵棟は溢水防護区画を設定し、第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域との扉は水密構造とするか、最大の溢水高さより高い堰を設け、溢水の拡大を防止する設計としている。また、溢水した水を受ける地下貯槽ピットを設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する設計としている。

(3) 防護対象施設に関する防護設計

① 第1廃棄物貯蔵棟の上水配管は、地震を検知した場合、上水の供給を自動停止する上水送水用緊急遮断弁を設置する設計としている。また、第2加工棟の上水及び循環冷却水系統は、上水及び循環冷却水の供給を自動停止する送水ポンプ自動停止装置を設置する設計としている。

② ウランを取り扱う設備・機器は、ウランが存在する部位を溢水防護区画において想定される没水水位より高い位置で取り扱う設計としている。また、フード

等の開口部には、防水カバーを設置する設計としている。

- ③ 粉末混合機は、粉末投入口付近で水を検知した場合、自動で動作する閉じ込め弁閉止機構を設置することにより、粉末混合機の内部への水の浸入を防止する設計としている。なお、火災消火時の消火水の侵入防止対策として粉末投入口はフットペダル操作時に開動作する閉じ込め弁を設置する設計としている。
- ④ 溢水の発生を早期に検知し報知するために、溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路は漏水検知器を設置する設計としている。また、溢水を検知した際に溢水量を抑制するため、上水及び循環冷却水の供給配管は、溢水を手動で停止する閉止弁を設置する設計としている。
- ⑤ 気体廃棄設備の排風機、フィルタユニット、給気ユニット及びこれらの制御盤は、溢水防護区画内で想定される没水水位より高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする設計としている。また、ウランを取り扱う設備・機器に接続する電気・計装盤の導通部は、没水水位より高い位置に設置するとともに、漏電遮断器を設置し、溢水による電気火災を防止する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、内部溢水の溢水量等をもとにし、溢水防護対策が講じられたものであることを確認したことから、技術基準規則第12条の規定に適合していることを確認した。

3-1-9 技術基準規則第13条(安全避難通路等)

技術基準規則第13条において、加工施設は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明並びに設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその専用の電源が設けられていなければならないことと規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

- (1) 建物・構築物は、容易に識別できる避難通路を設置する設計としている。
- (2) 建物・構築物の避難通路は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に備えて、非常用発電機又はバッテリーから電気を供給できる非常用照明及び誘導灯を設置する設計としている。
- (3) 設計基準事故が発生した場合に用いる専用電源を備えた可搬型照明を第1加工棟、第2加工棟等に分散して設置する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、安全避難通路を設置するとともに、非常用電源等に接続した照明装置を設置する設計としてい

ることを確認したことから、技術基準規則第13条の規定に適合していることを確認した。

3-1-10 技術基準規則第14条(安全機能を有する施設)

技術基準規則第14条において、安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならないこと、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならないこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

- (1) 建物・構築物及び設備・機器は、通常時及び設計基準事故時の温度、湿度、圧力及び放射線環境下において、安全機能を発揮することができる設計としている。
- (2) 建物・構築物及び設備・機器は、安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理が可能な空間とアクセス性を備える設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、通常時及び設計基準事故時に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できる設計であること並びに検査又は試験及び保守又は修理ができる設計としていることを確認したことから、技術基準規則第14条の規定に適合していることを確認した。

3-1-11 技術基準規則第16条(搬送設備)

技術基準規則第16条において、核燃料物質を搬送する設備は、通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること、核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであることと規定している。

申請者は、本申請に係る核燃料物質を搬送する粉末缶移載機、ペレット保管ラックE型リフター等について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、必要な量の核燃料物質を搬送する能力を有し、動力の供給が停止した場合、ブレーキが作動することにより核燃料物質を安全に保持する機能を有する設計としている。

規制庁は、申請対象設備・機器の設計に関して、必要な搬送能力を有し、動力の供給が停止した場合には保持機能を有する設計としていることを確認したことから、

技術基準規則第16条の規定に適合していることを確認した。

3-1-12 技術基準規則第18条(警報設備等)

技術基準規則第18条において、加工施設は、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならないこと及び核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならないこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、技術基準規則第4条、第10条、第11条及び第12条の審査結果に記載したとおり、核燃料物質による臨界の防止、閉じ込め、火災感知、報知及び発生防止等のため、警報装置及びインターロックを設置する設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物及び設備・機器の設計に関して、核的制限値及び熱的制限値の逸脱、閉じ込め機能の喪失等を防止するために警報設備及びインターロックを設置する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第18条の規定に適合していることを確認した。

3-1-13 技術基準規則第20条(廃棄施設)及び第23条(換気設備)

技術基準規則第20条において、放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること等と規定している。

また、技術基準規則第23条において、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置する換気設備は、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること等と規定している。

申請者は、本申請に係る設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

(1) 第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備は、必要な排気及び換気

能力を有し、容易に取替えが可能なフィルタユニットを設置する設計としている。

(2) 気体廃棄設備は、給排気ダクトの屋外との境界部に、逆流による気体廃棄物の屋外への拡散を防止するため、運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設置する設計としている。

規制庁は、申請対象設備・機器の設計に関して、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計としていること、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、逆流を防止し、容易に取替えが可能なフィルタユニットを設置する設計としていること等を確認したことから、技術基準規則第20条及び第23条の規定に適合していることを確認した。

3-1-14 技術基準規則第22条(遮蔽)

技術基準規則第22条において、安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならないこと等と規定している。

申請者は、建物・構築物の主要寸法の変更後において、通常時における加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界の線量が最大 $9.7 \times 10^{-2} \text{mSv/y}$ となり、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、線量告示で定める周辺監視区域外における線量限度である 1mSv/y を下回る設計としている。

規制庁は、申請対象建物・構築物の設計に関して、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界の線量が線量告示に定められた線量限度を下回る設計としていること等を確認したことから、技術基準規則第22条の規定に適合していることを確認した。

3-1-15 技術基準規則第24条(非常用電源設備)

技術基準規則第24条において、加工施設は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならないこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る非常用発電設備について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、新たに接続する放射線管理施設(モニタリン

グポスト)、緊急設備(非常用照明及び誘導灯)等の負荷を考慮しても、十分に余裕のある発電容量を有する設計としている。

規制庁は、申請対象設備・機器の設計に関して、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な機能を維持するために、非常用電源設備が十分に余裕のある発電容量を有する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第24条の規定に適合していることを確認した。

3-1-16 技術基準規則第25条(通信連絡設備)

技術基準規則第25条において、加工施設を設置する事業所は、設計基準事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならないこと、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならないこと等と規定している。

申請者は、本申請に係る設備・機器の設計について、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、以下のとおりとしている。

- (1) 設計基準事故が発生した場合において、工場等内の人に対して必要な指示を行うため、多様性を確保した所内通信連絡設備(放送設備、電話交換機、所内携帯電話機等)を設置する設計としている。
- (2) 設計基準事故が発生した場合において、加工施設外の必要な場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した所外通信連絡設備(ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、緊急時優先電話(専用電話回線)等)を緊急対策本部、保安棟及び事務棟に設置する設計としている。

規制庁は、申請対象設備・機器の設計に関して、加工施設内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設置する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第25条の規定に適合していることを確認した。

3-2 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画に関して、技術基準規則の各条文に適合するよう工事を実施し、建物・構築物及び設備・機器の新設、改造等の工事については、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を行うとしていることを確認できたことから、技術基準の適合性を確認するための検査を行うまでの間、核燃料物質を貯蔵し又は放射性廃棄物を保管廃棄した状

態を維持することに関し、安全確保が図られることを確認した。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計及び工事の計画について、3-1及び3-2に示すとおり確認したことから、法第16条の2第3項第2号の規定に適合しているものと認める。

4. 分割申請の整合性

規制庁は、本申請が加工事業規則第3条の2の2第3項の規定による設計及び工事の計画の分割申請の最後の申請(第5次申請)であることから、第1次申請から第4次申請の認可事項及び本申請の設計及び工事の計画について、加工事業変更許可申請書に基づき必要な事項が申請されていることを確認した。

5. 審査結果

規制庁は、1. から4. の事項を確認したことから、本申請について、法第16条の2第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

技術基準規則各条文（安全機能を有する施設）への適合性に関する申請対象機器等の一覧

施設区分	技術基準規則の規定 名称	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
建物・構築物	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	-	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	
		第3廃棄物貯蔵棟	-	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	その他加工施設	発電機・ポンプ棟	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		遮蔽壁（遮蔽壁 No. 2等）	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		防護壁（防護壁 No. 1）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
設備・機器	成型施設	粉末調整設備（粉末混合機 No. 2-1等）	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		圧縮成型設備（プレス No. 2-1）	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼結設備（連続焼結炉 No. 2-1等）	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
		研磨設備（センタレス研削装置 No. 2-1）	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焙焼設備（焙焼炉 No. 2-1）	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		搬送設備（粉末）（粉末搬送機 No. 2-1等）	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		搬送設備（ペレット）（ペレット搬送設備 No. 2-1等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	検査設備（ペレット検査台 No. 1等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	被覆施設	ペレット編成挿入設備（ペレット編成挿入機 No. 1等）	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		脱ガス設備（脱ガス設備 No. 1等）	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第二端栓溶接設備（第二端栓溶接設備 No. 1）	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		搬送設備（燃料棒）（燃料棒搬送設備 No. 4等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		検査設備（X線透過試験機 No. 1等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	組立施設	組立設備（燃料集合体取扱機 No. 1等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		搬送設備（燃料集合体）（2ton天井クレーン No. 1等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		搬送設備（燃料棒）（燃料棒運搬台車 No. 1）	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		集合体検査設備（燃料集合体外観検査装置 No. 1等）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		検査設備（立会検査定盤 No. 1）	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	核燃料物質の貯蔵施設	ペレットスクラップ一時保管設備（スクラップ保管ラック F型 No. 2-1）、粉末スクラップ一時保管設備（スクラップ保管ラック D型 No. 2-1等）、ペレット一時保管設備（ペレット保管ラック D型 No. 2-1）	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		分析試料貯蔵設備（分析試料保管棚）、開発試料貯蔵設備（開発試料保管棚）	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		燃料集合体貯蔵設備（燃料集合体保管ラック C型 No. 1等）	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ペレット保管容器（保管容器 G型）、粉末保管容器（保管容器 F型等）、燃料棒保管容器（保管容器 H型）	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		燃料集合体保管区域（第2-1燃料集合体保管区域等）	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施設区分	技術基準規則の規定 名称		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
			核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	搬送設備（5ton天井クレーン）		-	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	搬送設備（ベレット）（ベレット保管ラックE型リフター等）		○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体	気体廃棄設備 No.1、気体廃棄設備 No.2	-	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	
	液体	第1 廃液処理設備、第2 廃液処理設備、W1 廃液処理設備等	-	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	
	固体	焼却設備（焼却炉等）、保管廃棄設備等	-	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	
放射線管理施設	ハンドフットクロスモニタ、エアスニファ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤等		-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	
	モニタリングポスト No.1 等		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	
その他加工施設	非常用電源設備（非常用電源設備 No.1 等）		-	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	
	消火設備（消火器、屋内消火栓、可搬消防ポンプ等）		-	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	火災感知設備（自動火災報知設備（感知器等））		-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	
	通信連絡設備（所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、所外通信連絡設備等）		-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	分析設備（粉末取扱フード No.1、ドラフトチャンバ No.1 等）		○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃料開発設備（加熱炉、小型雰囲気可変炉等）		○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	試験検査設備（計量設備架台 No.13 等）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	計量設備（上皿電子天秤）		○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線測定装置		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	緊急設備	防護壁又は防護柵（W1 防護壁等）		-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漏水検知器、遮水板、堰、密閉構造扉		-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
送水ポンプ自動停止装置、上水送水用緊急遮断弁、溢水時自動閉止弁等		-	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
避難通路、非常用照明、誘導灯		-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
可搬型照明		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注1：「○」は、本申請において技術基準規則の各条文への適合性を審査した事項（加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規制基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。）

注2：「-」は、本申請において技術基準規則の各条文への適合性審査に関連しない事項（本申請以外の各分割申請において適合性を審査した事項を含む。）

注3：技術基準規則第26条から第39条までの「第三章 重大事故等対処施設」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するものであり、本申請に係る加工施設には適用されない。

注4：本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則における安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注5：本申請に係る加工施設については、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため技術基準規則第17条（核燃料物質の貯蔵施設）の規定は適用されない。